

月報 平成29年 3月号

しろいし

ハローワーク白石（大河原公共職業安定所白石出張所）

〒989-0229 白石市銚子ヶ森 37-8 TEL 0224-25-3107

1月の動き

☆ 求職の動き

- ・新規求職者数は166人となり、前月比では26.7%増加したが、前年同月では6.7%減少した。
- ・月間有効求職者数は648人となり、前年同月比で12.2%減少した。

☆ 求人の動き

- ・新規求人数（一般・パート全て）は231人となり、前年同月比は、パート求人
で28.7%減少、一般求人
で19.7%減少し、全体として22.7%の減少となった。
- ・また産業別の前年同月比は、建設業、飲食店・宿泊業、医療・福祉分野が減少し、
製造業、卸売・小売業が増加となった。
- ・月間有効求人数は736人となり、前年同月比で5.9%減少した。

☆ 有効求人倍率の動き

- ・有効求人倍率は、前年同月比で0.08ポイント高い1.14倍であった。
なお、内訳では一般の有効求人倍率が1.09倍、パートの有効求人倍率が
1.26倍となっている。

厚生労働省発表の資料等の情報が
下記のホームページアドレスにて
ご覧になれます！

<http://www.mhlw.go.jp>

宮城労働局ホームページURL

<http://miyagi-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp>



一般職業紹介状況 平成29年1月内容

項 目		当 月	前月比(%)	前年同月比(%)	
求 職 関 係	新規求職者数	166	26.7	▲ 6.7	
	うち男	84	18.3	▲ 8.7	
	うち女	82	36.7	▲ 4.7	
	年齢別	～44歳	79	25.4	▲ 12.2
		45～54歳	31	19.2	6.9
		55歳～	56	33.3	▲ 5.1
	月間有効求職者数	648	▲ 4.0	▲ 12.2	
	うち男	341	▲ 2.3	▲ 14.8	
	うち女	307	▲ 5.8	▲ 9.2	
	年齢別	～44歳	315	▲ 3.4	▲ 15.1
45～54歳		112	▲ 6.7	▲ 5.9	
55歳～		221	▲ 3.5	▲ 10.9	
求 人 関 係	新規求人数	231	▲ 16.0	▲ 22.7	
	主要産業別	建設業	24	▲ 65.2	▲ 42.9
		製造業	67	59.5	13.6
		卸売・小売業	41	70.8	51.9
		飲食店・宿泊業	9	▲ 47.1	▲ 80.9
		医療・福祉	62	▲ 4.6	▲ 16.2
月間有効求人数	736	▲ 3.9	▲ 5.9		
就 職 関 係	紹介件数	219	2.3	9.5	
	うち男	115	▲ 8.7	5.5	
	うち女	104	18.2	14.3	
	就職件数	50	▲ 26.5	▲ 5.7	
	うち男	29	▲ 6.5	20.8	
	うち女	21	▲ 43.2	▲ 27.6	

※性別を登録していない者がいるため、総数と男女の計は必ずしも一致しない。(パートを含む)

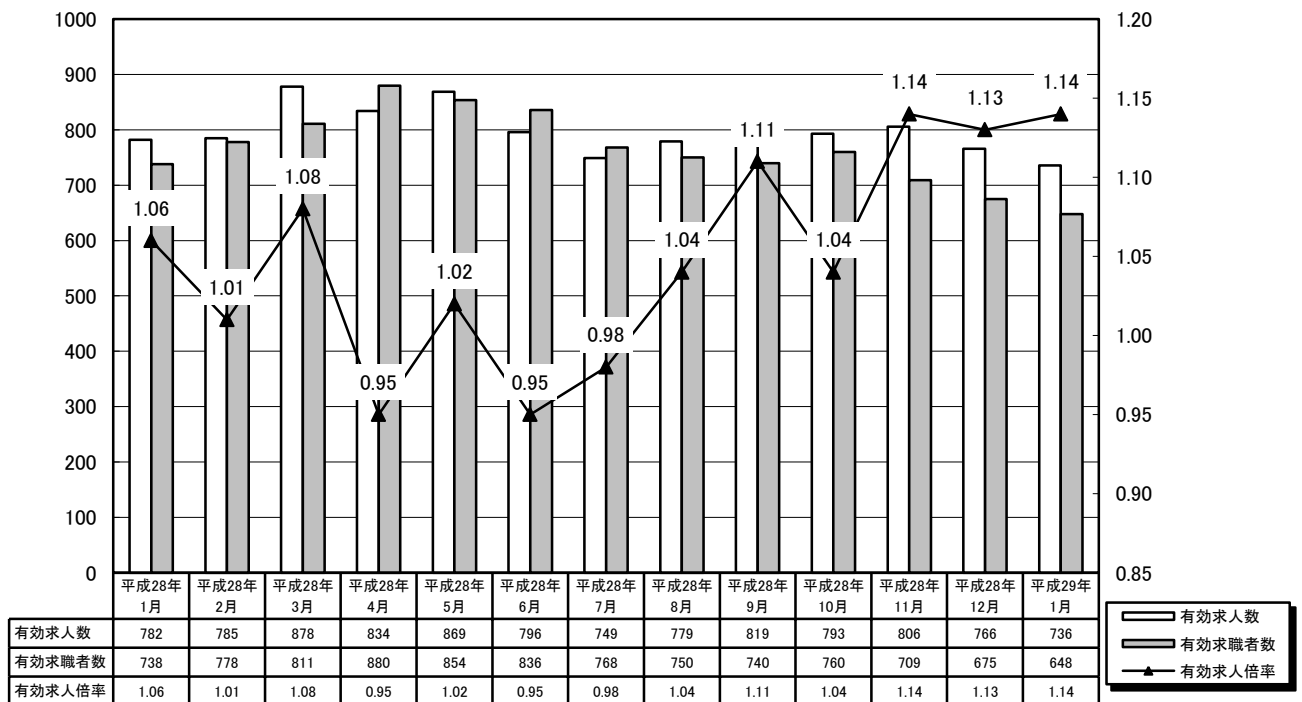
雇用保険取扱状況 平成29年1月内容

項 目		当 月	前 月	前年同月	
適 用 関 係	月 末 現 在 事 業 所 数	802	802	791	
	資 格 取 得 者 数	101	91	91	
	資 格 喪 失 者 数	121	109	152	
	月 末 現 在 被 保 険 者 数	10,922	10,941	11,183	
給 付 関 係	一般	受給資格決定件数	44	30	45
		受給者実人員	160	165	147
		支給金額(千円)	20,955	17,921	16,335
	高齢	受給者数	8	3	5
		支給金額(千円)	1,732	706	1,067
	特例	受給者数	12	19	13
		支給金額(千円)	2,126	3,398	2,270
	再就職 手 当	支 給 人 員	19	15	18
支 給 金 額 (千 円)		6,603	4,862	4,383	

労働市場の動き（平成29年1月内容）

（数値は新規学卒・日雇関係を除き、パートを含む）

有効求人・求職者数及び求人倍率の推移



雇用保険関係手続の届出処理について

◇ハローワークでは離職票の発行手続を最優先として行います。

そのため、資格取得届等の処理には時間がかかる場合があります。

以下のような場合は、資格取得届の処理に特に時間を要しますのでご注意ください。

- ◎離職した事業所の資格喪失届の処理が終了していない場合
 - ◎前事業所の資格喪失日と再就職先事業所の資格取得日が重複している場合
 - ◎被保険者番号が不明の場合
- ⇒ あらかじめ被保険者本人に了解を取った上で、備考欄に職歴のある複数の事業所名を記載して頂きますようお願いいたします。

資格取得届は、可能な限り4月上旬～中旬を避けての提出をお願いします。

・資格取得届の提出は、可能な限り(※)最繁忙期の4月上旬～中旬を避けてくださいますようお願いいたします。(例:4月1日に採用した従業員の届出は、4月下旬以降)

(※)被保険者となった事実のあった日の属する月の翌月10日までに資格取得届の提出をお願いします。

◇来所による届出・申請は、可能な限り16時までに提出いただきますよう、ご協力をお願いします。

詳しくはハローワーク白石(TEL0224-25-3107)へお問い合わせください。

平成29年4月1日以降に開始するトライアル雇用から

「建設労働者確保育成助成金」

若年・女性労働者向けトライアル雇用助成コースを新設します

「若年・女性労働者向けトライアル雇用助成コース」は、**経験の不足などから建設業への就職に不安のある若年者や女性を対象としてトライアル雇用を行う場合に**、中小建設事業主が適切な指導・監督を行えるよう、その費用の助成を行い、トライアル雇用終了後の常用雇用への移行を促すことで、若年・女性労働者の確保を図ることを目的とした制度です。

労働者の適性を確認した上で常用雇用へ移行することができるため、ミスマッチを防ぐことができます。中小建設事業主の皆さまには、積極的に活用していただくようお願いします。

支給額

対象者1人当たり、**月額最大4万円（最長3カ月間）**

トライアル雇用奨励金（一般トライアルまたは障害者トライアル（週20時間未満の短時間労働者は除く））【月額最大4万円等】に、さらに本助成金の**上乗せ支給**を受けることができます。

対象中小建設事業主

次の全ての要件を満たした上で、トライアル雇用奨励金（一般トライアルまたは障害者トライアル（週20時間未満の短時間労働者は除く））を受給した中小建設事業主が本助成金の支給対象となります。

- ① 支給申請時点で、「建設の事業」の雇用保険料率（14/1,000）※¹の適用を受ける中小建設事業主※²であること
- ② 支給申請時点で、雇用管理責任者を選任していること

※1 平成29年度の雇用保険料率を引き下げるための法律案を国会に提出しています。仮に、法律案の内容が修正されずに国会で成立した場合、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの「建設の事業」の雇用保険料率は12/1,000となります。また、雇用保険料率は「労働保険料概算・増加概算・確定保険料申告書」または「労働保険料等納入通知書」で確認することができます。

※2 「中小建設事業主」とは、資本金の額もしくは出資の総額が3億円以下、または常時雇用する労働者数が300人以下の建設事業主をいいます。

対象となる労働者

トライアル雇用奨励金（一般トライアルまたは障害者トライアル（週20時間未満の短時間労働者は除く））の支給対象となった労働者のうち、次の全ての要件を満たした者が本助成金の対象者となります。

- ① トライアル雇用開始日時点で、35歳未満の若年者、または女性
- ② 主として建設工事※³現場での現場作業（左官、大工、鉄筋工、配管工など）に従事する者、または施工管理に従事する者
注）設計、測量、経理、営業などに従事する者は対象となりません

※3 建設工事の範囲については本リーフレットの裏面に記載しています。ここでの「主として」とは実労働時間の半分を超える時間を従事することをいいます。

<ご注意>

- ◆ 本助成金の受給には、トライアル雇用奨励金（一般トライアルまたは障害者トライアル（週20時間未満の短時間労働者は除く））を受給した事が要件になりますので、ご注意ください。
- ◆ 本助成金を受給するためには、トライアル雇用終了日の翌日から起算して2カ月以内に、事業所を管轄するハローワークまたは労働局に支給申請書を提出する必要があります（支給申請書は厚生労働省ホームページ等で入手することができます）。また、トライアル雇用奨励金の支給申請と同時に申請することが可能です。申請期限を過ぎると助成金を受給できなくなりますので、ご注意ください。
- ◆ トライアル雇用の途中で常用雇用へ移行した場合や自己都合で離職した場合は、支給申請期間も変わりますので、速やかに事業所を管轄するハローワークまたは労働局へ連絡してください。
- ◆ ご不明な点は都道府県労働局・ハローワークの「建設労働者確保育成助成金」担当窓口までお問い合わせください。

